

福岡市火災予防条例の一部改正

～催しにおける消火器の準備及び対象火気器具等を使用する露店等の開設届～

1 改正の経緯

平成25年8月15日、京都府福知山市で行われた花火大会において、死者3名、負傷者56名が被害を受ける火災が発生したことを踏まえ、総務省消防庁において「屋外イベント会場等火災対策検討部会」が設置され、有識者による検討が行われた結果「屋外イベント会場等火災対策報告書」が取りまとめられました。また、平成25年12月27日に「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成25年政令第368号)が公布され、平成26年1月31日には消防庁次長から「火災予防条例(例)の一部改正について」の通知がなされました。

当該消防法施行令等の一部改正を受け、多数の者の集合する催しにおける市民の安全を確保する必要があるため、福岡市火災予防条例の一部改正について、順次進めております。

2 今回の改正概要

① 催しにおける消火器の準備 (施行日:平成26年8月1日)

屋内又は屋外における**祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し**に際して、**対象火気器具等**を使用する場合は、被害拡大防止の観点から初期消火が極めて重要であることから、露店等の開設の有無にかかわらず、消火器を準備した上で使用することを義務付けます。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し

不特定多数の者が集まる一定の社会的広がりをもつものを対象とします。したがって、参加者が近親者や特定の者に限定される催しは対象外とします。

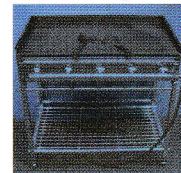
○対 象:祭礼、縁日、花火大会、夏祭り、展示会等

○対象外:近親者によるバーベキュー、父母主催の餅つき大会等

対象火気器具等

- 1 液体燃料を使用する器具
- 2 固体燃料を使用する器具
- 3 気体燃料を使用する器具
- 4 電気を熱源とする器具
- 5 使用に際し、火災の発生のおそれのある器具

(例) プロパンガス、石油、炭、電気等を使用するコンロやストーブ等



② 対象火気器具等を使用する露店等の開設届 (施行日:平成26年8月1日)

消火器の準備状況の把握や火災予防上必要な指導を適切に行うことができるように、屋内又は屋外における祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は、消防署への事前の届出を義務付けます。